

私は戦争ほど残虐、悲惨、悲しいものはないと思っっている。正義の戦争など存在しない。戦争は極悪な殺人罪であり、最も凶悪な犯罪である。

1. 憲法第9条の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」は明快である。集団的自衛権とは、アメリカの戦争に日本が参加することだ。これを「合憲」と解釈することはどう言い含めても不可能だ。

天皇、大臣、国会議員は憲法を順守する義務がある。安倍内閣の解釈改憲は重大な憲法違反であり、通常国会に提出を予定されている防衛省設置法や自衛隊法などの改正案は憲法違反の法案である。

この暴挙を認めることは権力は何をしてもいいという権力の万能を認めることになる。これは日本の危機であり、民主主義の否定である。70年の貴重な時間を無にすることになる。

2. 集団的自衛権を最初に行使したのはハンガリー動乱に軍事介入したソ連であり、次はアメリカのベトナム戦争だ。集団的自衛権とは端的に言えば大国が軍事介入を正当化するための論理である。

安倍首相はかつて国家観について「強い日本にする。中国が軍事費を増強するなら日本も増やすと言えばいい。その上で集団的自衛権だ」と述べている。

3. 安倍首相の「戦後体制の脱却」とはアメリカと集団的自衛権の行使＝日米軍事同盟を結び、アメリカの世界戦略のお先棒を担ぎ、アメリカとともにアジアに君臨することではないのか。アジア諸国の不信を買うことになりかねない。自民党の古色蒼然たる「憲法草案」の実現だ。その第一歩が秘密保護法、第二步が解釈改憲とガイドラインの見直しだ。8日の中間報告では明言していないが、自衛隊の行動範囲を我が国の周辺に限定するのではなく、地球上どこへでも派兵出来るように「周辺事態」を削除することになるだろう。日米関係は日米軍事同盟になる。公明党はどうする？

ガイドラインは国会の承認はもらえない。法改正すれば何でも出来る。国会の事前事後の承認も与党多数の議院内閣制の下では歯止めにはならない。

4. わが国周辺でわが国が集団的自衛権を行使する事態は生じえない。

5. 世界の歴史は戦争―報復戦争―再報復の繰り返しだ。憲法9条は日本人が戦争を否定した世界遺産だ。「報復戦争はしません」と世界に宣言したのだ。これほど強烈な意識革命はない。これは日本の誇りであり、世界各国が目指すべき理想の旗だ。現実の国際政治は非常に厳しい。その厳しさに屈し、安易な妥協をしてはならない。

6. 私は好き嫌いで判断すると重大な誤りを犯すことになると考えている。この事態に保守・中道・リベラル・革新が「小異を残して大道に就く」精神で安倍政権そのものを打倒すべきだ。

以上

## あらためて憲法から考える「平和」

2014.10.18 山本哲子

### 1 憲法とは

国民が何を最高の価値とするか。その価値を守るために最もよい政治の仕組みを決めたもの

主権者に代わって政治を行う権力者たちに対する命令書

- 基本的人権を最高の価値とする
  - 自由権
  - 社会権
- 国民主権
- 主権（国土と国民を統治する権利）を国民のものとした
- 平和主義（戦争放棄）
  - いかなる軍隊も持たず、二度と戦争をしないと誓ったこと

### 2 立憲主義とは

権力担当者は、主権者の命令書（憲法）に記載されたとおりの政治を行うこと 憲法に立脚した政治＝立憲主義

### 3 軍事に関する立憲主義

(1) 軍隊は国内最高の実力、戦争は最大の人権制限

→ 軍事は憲法事項

cf. 明治憲法

### (2) 9条解釈の変遷

制定当初 一切の軍備否定 幣原重郎国務大臣

「第9条は戦争の法規を宣言し、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って指導的な地位を占む(め)ることを示すものであります。……戦争が文明とは両立しえないものであります。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争が文明を全滅することになるであります。私は斯様な信念を持って此の憲法改正案の起草の議に与ったのであります」  
(1946.8.27)

→ 近代戦遂行能力を超える実力

→ 自衛のための実力を超えるもの

個別的自衛権

→ ”

集团的自衛権 (2014.7.1)

4 戦争はしなくても軍備は必要？

- ① 持たず使いたくなる。
- ② 戦争を用意する社会 = 人権侵害社会  
秘密保護法  
教育統制  
格差社会 徴兵の受け皿づくり
- ③ 財政面からの破綻 東欧、ロシア、アメリカ
- ④ 社会国家の義務を果たせない

5 戦争も軍隊もない。どのようにして自分たちを守るか？  
→ 教育と教養の力と民主主義の力が戦争を全滅させる。

(9条と25条の関係)

- 25条 社会権の総則規定
- 26条 教育を受ける権利、27条 勤労条件法定主義、28条 団体三権、
- 29条 財産権

9条と25条は密接不可分

教育と教養を身につけ、戦争のおろかさ学び、社会のあり方を考え(教育の力)、それを声としてあげ、討議し、政治意思を決定していく力(民主主義の力)が最終的に戦争を全滅する。軍事の體ではなく、教育と教養の衣を!

第9条 日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて、国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

いのちと憲法9条を考える

—この世をあの世にしないために—

嵐 時雄

1. はじめに
  - ・ この国に生まれた者として

2. 平和を教えたキリストとその実践を怠った教会

- ・ ヨーロッパにおいて
- ・ 米国において
- ・ 日本において

3. 自民党改憲草案にみる素朴な疑問と不安

- ・ 国とは何か？
- ・ 主権者はだれか？
- ・ 基本的人權の付与者は？
- ・ 国際貢献には軍隊が必要？

~~草案~~

12. 13号. → 2かせの. 17 18 19 20.

4. 一牧師として、一市民として考えること

- ・ 憲法が平和を造る（護る）のか
- ・ ひとりの人權を守ることと平和
- ・ 平和と安全保障
- ・ 意見の多様性を認める心とその背後を視る洞察力
- ・ 声が小さくても
- ・ 負の遺産を負って

声にはじめる。声は王、2と0  
たて02。